

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の  
促進に関する法律の一部改正  
(改正バリアフリー法) について

【配布資料】

- ・資料1 - 1 改正バリアフリー法について
- ・資料1 - 2 改正バリアフリー法について (改正概要)
- ・資料2 改正バリアフリー法にかかる政省令の改正について
- ・資料3 改正バリアフリー法にかかる基本方針の改正について
- ・資料4 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成手順等について



背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、高齢者、障害者等も含んだ**一億総活躍社会の実現**の必要性

≪課題①：ハード・ソフト両面の課題≫

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)  
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

≪課題②：地域の取組の課題≫

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：  
 ➢ 全市町村の約2割(294/1,741)  
 3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613)  
 [H28年度末時点]

≪課題③：利用し易さの課題≫

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

≪関連する政府決定等≫

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「**共生社会の実現**」、「**社会的障壁の除去**」を明確化
- 「**心のバリアフリー**」として、**高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)**を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画**※の**作成・取組状況の報告・公表**

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が**バリアフリー方針**を定める**マスタープラン制度**を創設  
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

当事者の参画する協議会の活用等により  
定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に**



【バリアフリー対応のバス(ワムバス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船**等の導入時における**バリアフリー基準適合を義務化**
- 建築物等の**バリアフリー情報**の提供を新たに**努力義務化**
- 障害者等の**参画**の下、**施策内容の評価**等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】



# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の一部を改正する法律について(改正概要)

---

# ①平成30年11月1日施行分

---

# 基本理念の創設、国及び国民の責務の整備について

## 国内外における議論

### 2020東京大会を契機とした「共生社会の実現」

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）（抜粋）

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。

### 障害者権利条約の締結や障害者基本法等関連国内法の整備

○「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に係る規定の整備

平成18年 バリアフリー法（現行法）制定

平成23年 障害者基本法改正。共生社会の実現、社会的障壁の除去についての規定新設

平成19年 我が国が障害者権利条約締結

平成25年 障害者差別解消法制定。共生社会の実現、社会的障壁の除去についての規定新設

平成26年 我が国が障害者権利条約批准、障害者権利条約発効

➤ 理念に「共生社会の実現」※1、「社会的障壁の除去」※2を明確化

➤ 国及び国民の責務※3に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に

対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記

※1「共生社会」とは、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」のこと

※2「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこと

※3地方公共団体は、国の施策に準じた措置を講ずる責務（第5条）

## 【参考】

○障害者基本法（抄）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることと理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、…略…等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条第二項 社会的障壁の除去は、それを必要とし、その実施が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならなければならない。その実施に必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

○障害者差別解消法（抄）

第一条 この法律は、…等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

# 評価会議の開催について

## 背景

### ロ バリアフリー施策の検討・評価に当たり、障害者等が自ら参画し、その視点を施策に反映させることが重要

【参考】ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）（抜粋）

1. 基本的考え方

2. ユニバーサルデザイン2020 行動計画

また、今後、これら施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等として参画することとし、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要である。

【参考】障害者の権利に関する条約（抜粋）

第四条第三項 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

### ロ 障害者団体から検討会等において、制度として障害者参画の仕組みを設けるべきとの意見等

【参考】要望団体…認定NPO法人DPI日本会議等

## ➤ 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

## 出席者

- ・関係行政機関
- ・地方公共団体
- ・高齢者、障害者等（多様な障害特性に配慮した人選）
- ・施設設置管理者（例：公共交通事業者等、道路管理者）
- ・その他の関係者（例：学識経験者）

## 開催頻度、検討テーマ等

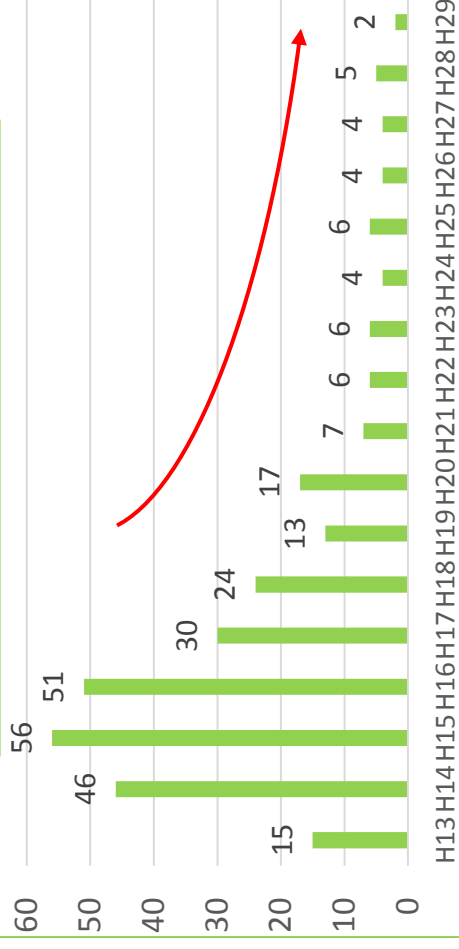
- ・年複数回開催する考え
- ・高齢者、障害者等から寄せられる要望等に対し、各者の参画による建設的な検討
- ・地方ブロックにおける開催も重要な検討課題  
⇒ 高齢者、障害者等とも相談しつつ、具体的な運営を検討



## 現状

- 基本構想は、既存施設を含む各施設等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進し、障害者、高齢者等のシームレスな移動を確保するために重要
- 基本構想の作成は、現在伸び悩み、作成済の市町村の数は2割程度  
(296/1741市町村)

基本構想作成市町村数の推移  
(計296市町村(H29年度末時点))



## 課題と対応方針

- 市町村の基本構想の作成が進まない要因

具体の事業に関する調整が難航

作成のための予算がない

計画作成のノウハウがない

## ● 対応方針

- ・バリアフリー方針の提示
- ・事業者からの施設設置に係る届出により事業に関する調整を容易化

計画の作成経費補助

都道府県によるサポート

# バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化に関する新制度のイメージ

## ■移動等円滑化促進方針制度

協議会等を用いた移動等円滑化促進方針作成に係る協議【§24の4】

市町村による移動等円滑化促進方針の作成（努力義務）【§24の2】  
 （移動等円滑化促進地区の指定）  
 市町村全体の方針を示す場合を想定（地区単位での作成も可）、バリアフリー化の方向性を示す（具体事業を位置づけることは不要）  
 生活関連施設を取り巻く徒歩圏等である地区を対象  
 まちづくり（都市マス・公共交通網）との連携確保【§24の2⑤】  
 都道府県による支援【§24の2⑨】  
 下記の取組を実施

○交通結節点における施設間連携を誘導【§24の6】  
 旅客施設等の新設等に係る事前届出（義務）  
 市町村による要請等

○市町村によるバリアフリーマップの作成促進  
 【§24の2④、§24の7、§24の8】  
 市町村による移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供  
 （任意記載事項）  
 市町村の求めに応じた施設設置管理者による情報提供  
 （義務又は努力義務）

＜移動等円滑化促進方針のイメージ＞  
 市町村全体のバリアフリー化の方針を示し、利害関係者に当該方針を共有し、バリアフリー化の具体の整備の機運を高める。  
 <A地区> バスターミナルと駅の連携強化  
 <B地区> ショッピングモールを中心としてBF化  
 <C地区> バリアフリーマップを作成して情報提供

## ■基本構想制度

協議会等を用いた基本構想作成に係る協議【§26】

市町村による基本構想の作成（努力義務）【§25】  
 （重点整備地区の指定）  
 地区単位での作成を想定、バリアフリー化の具体事業を示す（具体事業を位置づけることが必要）  
 生活関連施設を取り巻く徒歩圏等である地区を対象  
 まちづくり（都市マス・公共交通網）との連携確保  
 都道府県による支援  
 下記の取組を実施

○既存施設を含めた各施設のバリアフリー化の実施【§28～§38】  
 個別計画作成・特定事業実施（義務）  
 市町村による実施要請、大臣等による実施勧告等  
 旅客施設、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全施設のバリアフリー化

※上記の他、移動等円滑化促進方針制度と同様に市町村によるバリアフリーマップ作成促進のための規定を設けることとする。

＜基本構想のイメージ＞  
 重点整備地区  
 移動等円滑化促進地区  
 重点整備地区  
 <A地区基本構想＞ 作成済  
 バスターミナル 駅  
 <B地区基本構想＞ 作成予定  
 ショッピングモール 旅客施設  
 <C地区基本構想＞ 作成予定なし  
 各施設のBF情報の収集  
 短期 中期 長期

概ね5年毎の評価・見直し

# バリアフリー情報提供の強化

## バリアフリー情報提供の意義

- 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
- このため、高齢者、障害者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

## 道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

<概要>

- 対象施設
    - ・新設等された特定道路、特定路外駐車場(500㎡以上)、特定公園施設、特別特定建築物(2000㎡以上)※
- ※条例により対象に付加されたものも含む

○ 情報提供の内容

- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

○ 情報提供の方法

ホームページ等にて行うとともに、必要に応じて、施設外からも見やすく表示する

【参考】

公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている(路線案内、施設等)。

## 市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。

このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合には、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

<概要>

- 対象施設
  - ・義務：旅客施設、特定道路
  - ・努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物
- 情報提供の内容
  - ・エレベーターの有無
  - ・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数 等

○ 市町村のバリアフリーマップの例

施設名	車いす	エレベーター	多目的トイレ	非待呼出しボタン	音声案内	点字案内板	音声案内	多目的シート	非待呼出しボタン	洋式トイレ	ウォッシュレット
西武高槻店	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり



バリアフリーマップの作成例（高槻市）

## ②平成31年4月1日施行分

---

# 法適用対象の公共交通事業者等について

(赤字・赤枠が今回法適用対象に追加する事業者。( )内の数字は全事業者数。)

## 鉄道



鉄道事業者 (約190)



軌道経営者 (約40)

## バス・タクシー



路線バス (定期運行)  
(約750)



タクシー事業者  
(約53,000)



貸切バス事業者 (約4,500)

[ リフト付きバス: 約1% (約50,000両中) ]

車椅子対応型の車両を導入する際に、ハードの基準適合を義務付け

## 船舶



一般旅客定期航路事業者 (約400)



旅客不定期航路事業者 (遊覧船等) (約560)

## 航空機



本邦航空運送事業者 (約70)



航空旅客ターミナル管理者 (約80)

船型等によりバリアフリー化が困難な船舶は、ハードの基準の適用除外

その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象

# 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- **ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成**
- **事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設**

※計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

# ハード・ソフト一体となった取組（ハード・ソフト計画制度）

## 公共交通事業者等の判断基準

事業者が取り組むべき措置の  
具体的な内容

達成すべき目標

計画的に取り組むべき措置

国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表

- ・施設・車両等の施設整備
- ・適切な情報の提供

- ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援
- ・職員等に対する教育訓練

- ・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備するべき推進体制等を定めること等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

## ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

### 公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 計画期間
- II 移動等円滑化の目標
- III 移動等円滑化に関する措置
- IV IIを達成するためにIIIと相まって取り組む措置
- V 前年度計画書との比較
- VI その他計画に関連する事項

### 公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
  - (1) 計画期間
  - (2) 移動等円滑化の目標の達成状況
  - (3) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - (4) IIを達成するためにIIIと相まって取り組む措置の実施状況
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況
- III I及びIIを踏まえた課題及び今後の対応見通し

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**  
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

# 近接建築物との連携による既存旅客施設の移動等円滑化について

既存の地下鉄駅等の旅客施設においては、スペースの余裕がないために、バリアフリー等の設置ができない場合が生じている。

⇒ 近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

## 制度概要

協定を締結

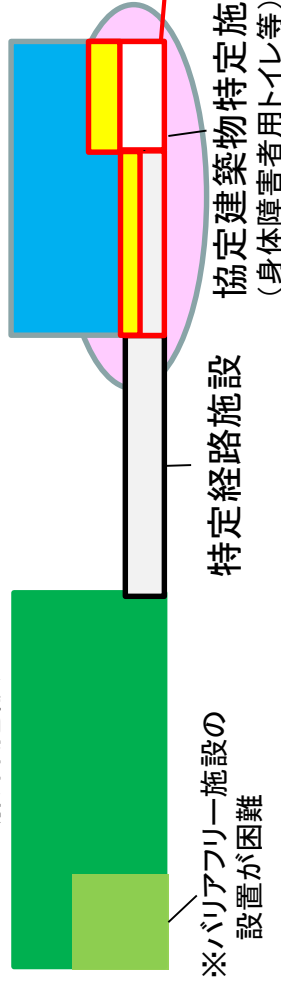
公共交通事業者

特定経路管理者

建築主

旅客施設

建築物



- ① 関係する土地所有者等全員の合意により、建築物特定施設及び特定経路施設に係る協定を締結 (承継効付き)
- ② 協定建築物特定施設を含む建築物の建築等及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁が認定  
※旅客施設についてバリアフリー施設の設置が困難であること等についての大臣認定。
- ③ 協定建築物特定施設を誘導基準に適合させた場合、床面積の増分に対する容積率不算入の特例 (協定建築物特定施設のうち増分 □ 部分)

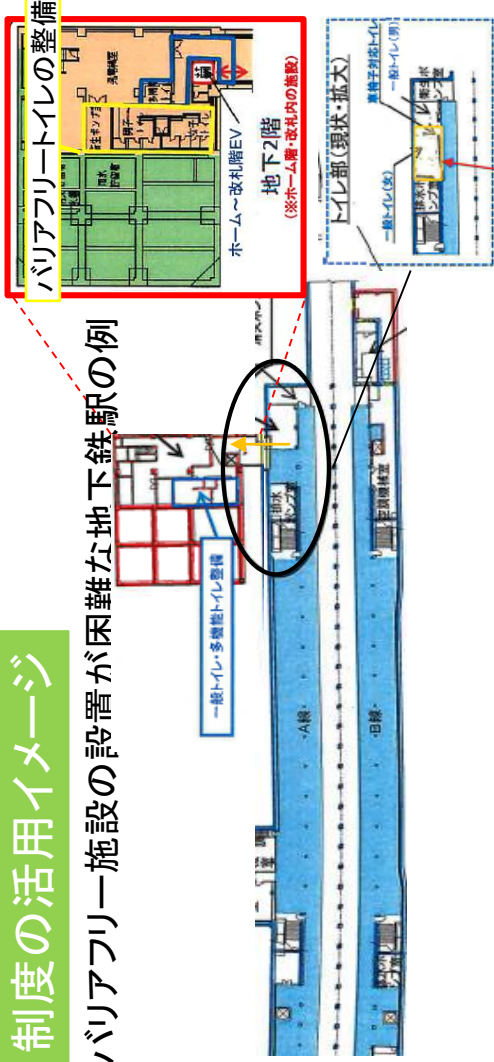
※バリアフリー施設の設置が困難

協定建築物特定施設 (身体障害者用トイレ等)

特定経路施設

## 制度の活用イメージ

バリアフリー施設の設置が困難な地下鉄駅の例



## 【制度の効果】

対交通事業者

スペースに余裕のない地下鉄駅でも、  
・近接する建築物でバリアフリートイレを整備  
・そこまでの経路を確保  
することでバリアフリー化

対施設管理者

旅客施設の基準適合のため必要となった建築物内のトイレ・経路等について、容積率の特例措置(不算入)



# 改正バリアフリー法※に関する政令・省令事項① (平成30年11月1日施行分)

資料2

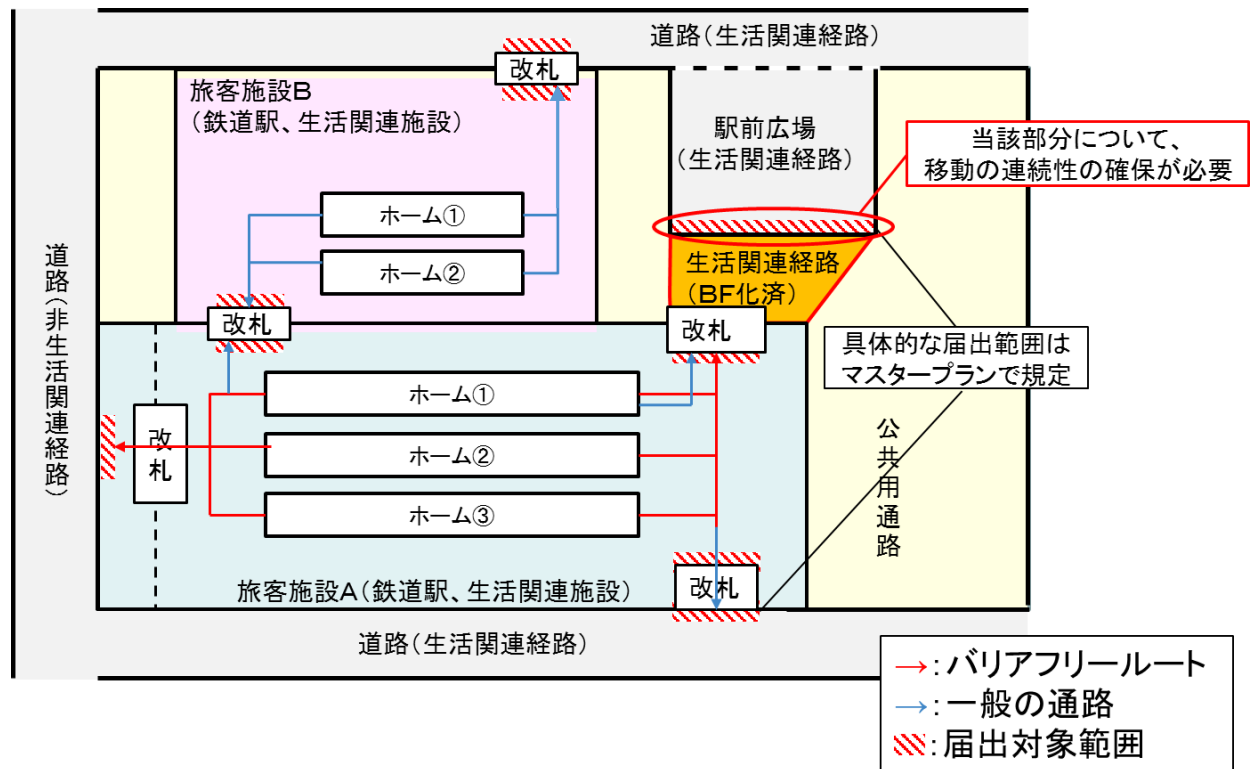
※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律  
(平成30年5月25日公布)

## ○事前届出が必要となる「移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為」

- 公共交通事業者等及び道路管理者による事前届出が必要となる行為として、生活関連施設である旅客施設又は生活関連経路を構成する道路で、他の施設との隣接部分の連続性の確保に支障を及ぼすおそれのある行為を定めることとする  
＜政令・省令＞
- 届出事項及び事前届出の様式を定める＜省令＞
- 変更届出が必要な事項及び変更届出の様式を定める＜省令＞

## ○届出対象のイメージ図

旅客施設A及びB(ともに生活関連施設、Aはバリアフリールート2ルート整備済、Bはバリアフリールート未整備、Aに繋がる通路を新設したところ)と道路(生活関連経路)について、届出の対象となる範囲は、以下のようなイメージとなる。



## ○市町村によるバリアフリーマップ作成

- 施設設置管理者から提供する情報をバリアフリーの設備の有無及びその設置箇所その他高齢者、障害者等が旅客施設を利用するために必要となる情報とする  
＜省令＞
- 市町村が上記の情報提供を求めるときは、提供の対象となる施設、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする＜省令＞

# 改正バリアフリー法<sup>※</sup>に関する政令・省令事項② (平成31年4月1日施行分)

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律  
(平成30年5月25日公布)

## ○貸切バス及び旅客不定期船のバリアフリー基準

- 貸切バス及び旅客不定期船のバリアフリー基準を定める<省令>



【貸切バス事業者】



【旅客不定期航路事業者】

## ○ハード・ソフト計画の作成

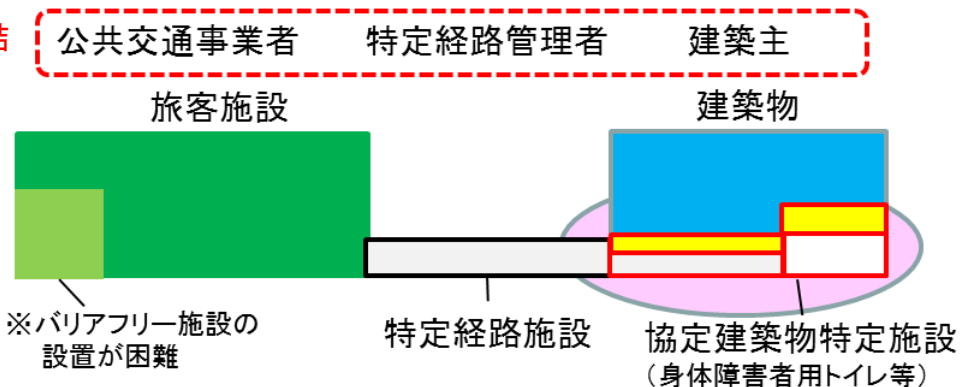
- ハード・ソフト計画を作成する公共交通事業者等の要件を定める<省令>
  - ハード・ソフト計画の作成、提出、報告、公表の手続きを定める<省令>
  - 公共交通事業者等がハード・ソフト計画に基づく措置の実施状況とあわせて公表しなければならない移動等円滑化に関する情報を定める<省令>
- ※この他、公共交通事業者等の取組の判断の基準となるべき事項を告示で定める。

## ○認定協定建築物

- 認定を受けた協定建築物(単独ではバリアフリー化が困難な旅客施設に隣接・近接し、移動等円滑化のための経路又は施設について協定を締結した建築物)の容積率特例の対象となる床面積について、当該建築物の延べ面積の10分の1を限度として、国土交通大臣が定めるものとする<政令>
- 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の作成・認定申請の手続き並びに記載事項を定める<省令>
- 協定建築物の移動等円滑化のための経路又は施設の維持保全に関する基準及び当該基準への適合認定の手続きを定める<省令>

## ○制度イメージ

協定を締結



## <平成30年11月1日施行分>

### 一. 移動等円滑化の意義及び目標

#### ○移動等円滑化の意義

- ・基本理念(共生社会の実現、社会的障壁の除去)について明記。
- ・障害の多様性に関する記述を充実。

#### ○移動等円滑化の目標

- ・移動の連続性を確保することが重要である旨を強調。

### 二. 施設設置管理者が講ずべき措置

#### ○施設及び車両等の整備

- ・特定道路※に指定すべき道路を国に情報提供する旨を記載。  
※移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

#### ○適切な情報提供

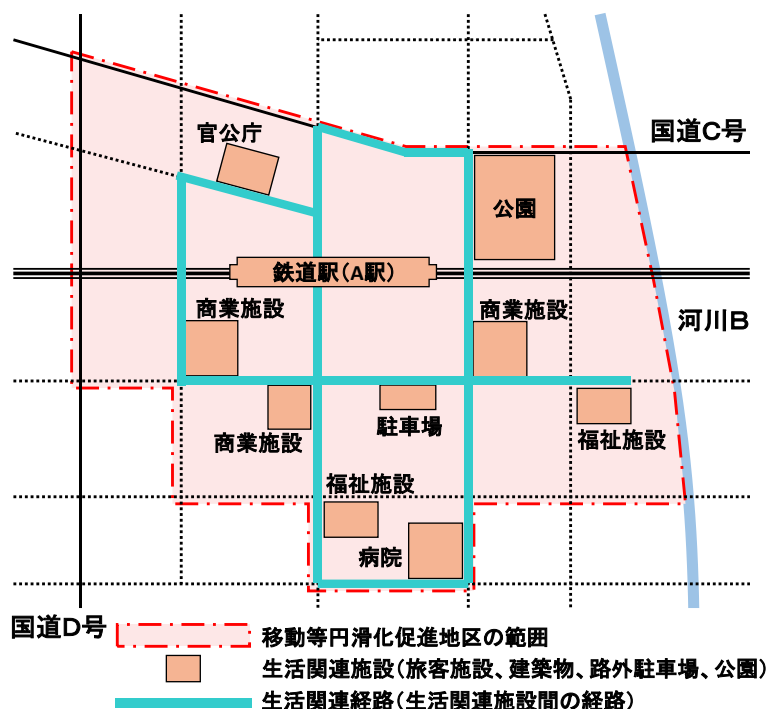
- ・施設設置管理者による情報提供の内容の例示の追加。
- ・施設設置管理者間で連携し、一元化した情報提供の推奨。

### 三. 移動等円滑化促進方針の指針

#### ○移動等円滑化の促進の意義等

- ・出来る限り多くの市町村が作成に取り組むことが重要であることを強調。
- ・都道府県による市町村に対する援助の趣旨を記載。
- ・施設間の連携を図るための届出制度の留意点等について記載。
- ・市町村は積極的にバリアフリーマップを作成し、提供することが重要である旨を記載。

(移動等円滑化促進方針地区のイメージ)



## 四. 基本構想の指針

### ○重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・出来る限り多くの市町村が作成に取り組むことが重要であることを強調。
- ・市町村は積極的にバリアフリーマップを作成し、提供することが重要である旨を記載。
- ・都道府県による市町村に対する援助の趣旨を記載。

## 五. 移動等円滑化促進施策に関する基本的な事項等

### ○国の責務及び講ずべき措置

- ・国が特定道路の指定を行う対象について追記。
- ・法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者及び身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについて改めて周知を行う旨を記載。

### ○地方公共団体の責務及び講ずべき措置

- ・法に基づく協議会の活用等により、バリアフリー状況の定期的な評価を行うよう努める旨を追加。
- ・建築物のバリアフリー化に関して、条例により、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化が可能であることを明確化。

<平成31年4月1日施行分>

## 施設設置管理者が講ずべき措置

### ○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組を推進するための計画制度に関する留意点等

(計画に盛り込むべき項目:施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制)



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

### ○新たな容積率特例制度の活用等による旅客施設のバリアフリー化の推進について

等

## 【着手段階】

### 庁内体制の構築

(福祉関連部局、都市計画関連部局、建設・土木関連部局等の連携)

### 協議会の設置

(市町村の担当者、高齢者・障害者等、施設設置管理者、学識経験者等による協議会)

## 【作成段階】

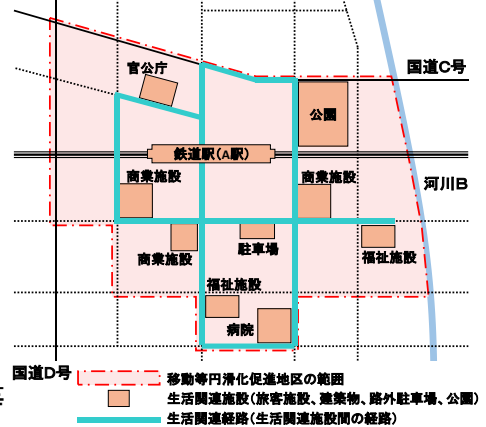
### 現状調査

(まちあるき点検、アンケート調査、ヒアリング等の実施)

### 移動等円滑化促進方針の作成

- 市の現状の課題等を踏まえた**バリアフリー化の方針**の設定
- バリアフリー化の促進が必要な地区**(移動等円滑化促進地区)の設定
- 高齢者・障害者等が日常生活等で利用する**施設及び**当該施設の相互間の**経路の指定**並びにこれらにおけるバリアフリー化の方針の設定
- 届出制度の対象となる区域**の設定
- バリアフリーマップ作成に係る情報提供内容**の設定 等

### <移動等円滑化促進地区のイメージ>



見直しに際して具体事業の調整が困難な場合

## 【管理段階】

### 評価

(バリアフリー化の実施状況の調査、分析及び評価の実施)

直ちに具体事業の調整ができる場合

見直しに際して具体事業の調整ができる場合

### 基本構想の作成

- バリアフリー化のための**事業を重点的かつ一体的に実施することが必要な地区**(重点整備地区)の設定
- 特定事業**等の事業の設定(下記のいずれか一つ以上)
  - ・公共交通特定事業(エレベーター、スロープの設置等)
  - ・道路特定事業(歩道の拡幅、段差の解消等)
  - ・路外駐車場特定事業(車椅子利用者用駐車施設の設置等)
  - ・都市公園特定事業(スロープの設置等)
  - ・建築物特定事業(エレベーター、スロープの設置等)
  - ・交通安全特定事業(音響式信号機の設置等) 等

### <事業のイメージ>



事業がいったん終了したが、新たな事業の設定に至らない場合  
見直し

## 【管理段階】

### 評価

(バリアフリー化の実施状況の調査、分析及び評価の実施)

# 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成のメリット

## 移動等円滑化促進方針作成のメリット

### ○ 事業に関する調整の容易化

・一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者**に**事業化に向けた準備期間を設ける**ことができ、また、後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

### ○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

・旅客施設と道路の境目等において、バリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として高齢者、障害者等が利用できない状態となっている場合があるため、旅客施設と道路の境目等において改修等する場合は、事前に市町村に届け出てもらうことで、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

### ○ バリアフリーマップ作成の円滑化

・移動等円滑化促進方針にバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等は、バリアフリーの状況について、市町村の求めに応じて、旅客施設及び道路については情報提供しなければならない旨を、建築物、路外駐車場、公園については情報提供に努めなければならない旨を規定しており、**円滑な情報収集が可能**となる。

## 基本構想作成のメリット

### ○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

・特定事業を設定することにより、**既存施設についても義務としてバリアフリー整備を推進**することが可能となる。

### ○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

・旅客施設におけるバリアフリー整備について、基本構想において**公共交通特定事業**に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条に該当しない場合であっても、**地方債の対象経費とすることができる**。

### ○ 公共施設等適正管理推進事業債(ユニバーサルデザイン事業)の活用

・基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、**公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象**となる。

(充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ))

#### 対象事業

(総務省作成資料より)

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 や その他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

バリアフリー改修の例…車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

その他のユニバーサルデザイン改修の例…授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

#### 【事業イメージ】

円滑化促



デジタルサイネージの整備  
事業費:数十万円~数百万円(1台)



多目的トイレの整備  
事業費:400万円程度



出入口の段差解消  
事業費:30万円程度

### ○ バリアフリーマップ作成の円滑化

・移動等円滑化促進方針と同様の情報提供制度を規定しており、**円滑な情報収集が可能**となる。

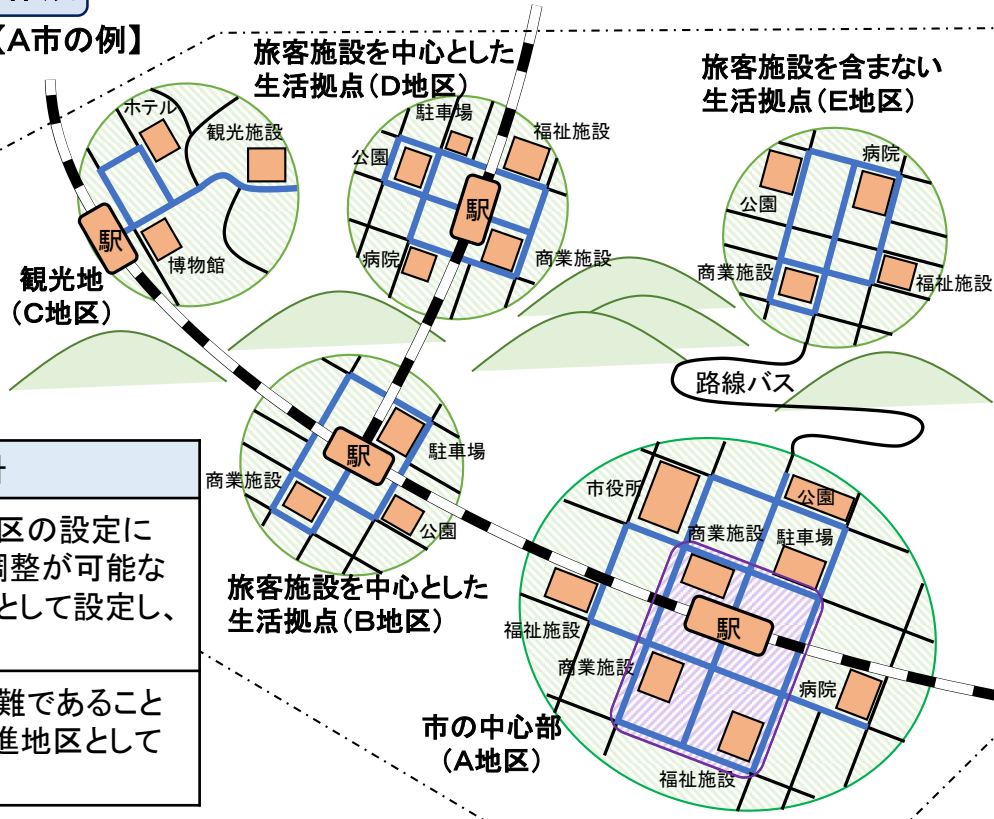
# 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成及び見直しのイメージ (基本構想未作成の市町村の場合)

## 移動等円滑化促進方針等作成

・移動等円滑化促進方針において、**移動等円滑化促進地区**を指定し、当該地区のバリアフリーの方針を設定。  
(併せて**市全体の方針を設定**することが望ましい)

・加えて、**具体事業の調整が可能な地区**においては、**重点整備地区**として基本構想作成

### 【A市の例】

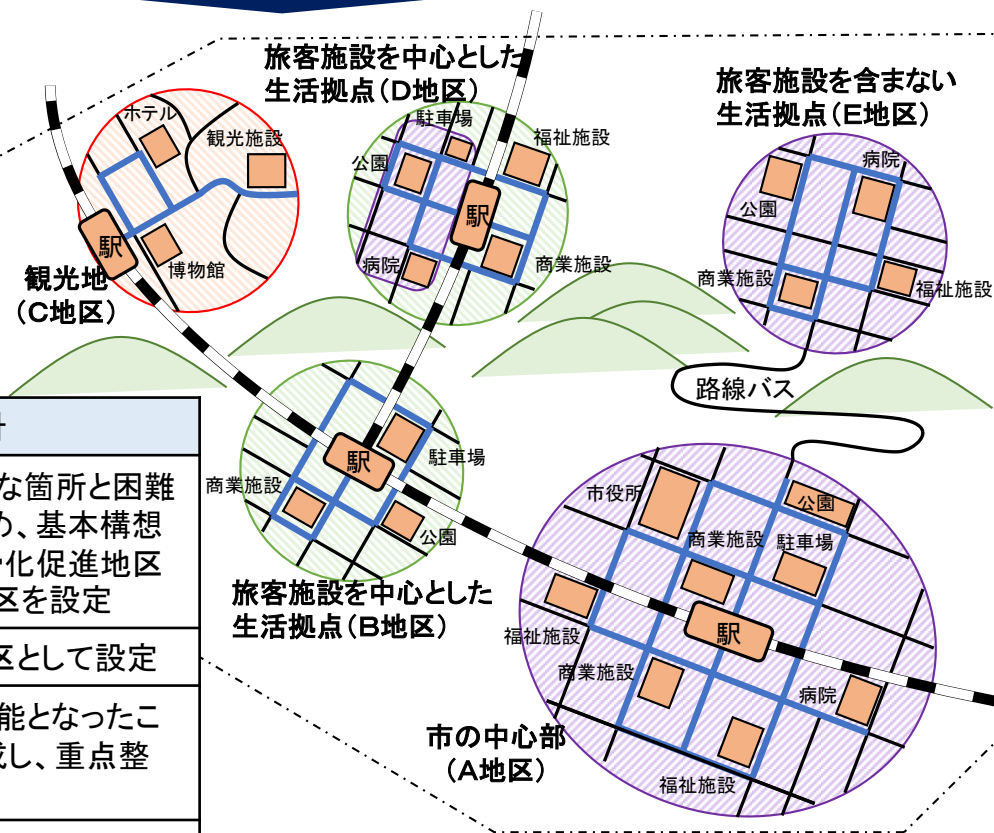


地区	作成方針
A	移動等円滑化促進地区の設定に加えて、具体事業の調整が可能な地区は重点整備地区として設定し、基本構想作成
B,C,D,E	具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進地区として設定

## 評価・見直し後

・**事業の設定が可能となった**ところから基本構想作成

事業化が可能なところと困難なところが混在する場合には、移動等円滑化促進方針と基本構想を同一地区で作成することも可能



地区	作成方針
A,E	具体事業の設定可能な箇所と困難な箇所が混在するため、基本構想を作成し、移動等円滑化促進地区に重ねて重点整備地区を設定
B	引き続き重点整備地区として設定
C	具体事業の設定が可能となったことから基本構想を作成し、重点整備地区として設定
D	具体事業の設定可能な地区については、基本構想を作成し、重点整備地区として重ねて設定

重点整備地区

# 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成及び見直しのイメージ (基本構想作成済の市町村の場合)

## 現状

・大規模駅を中心に基本構想を作成済

地区	現状
A,B	基本構想作成済
C,D,E	基本構想未作成

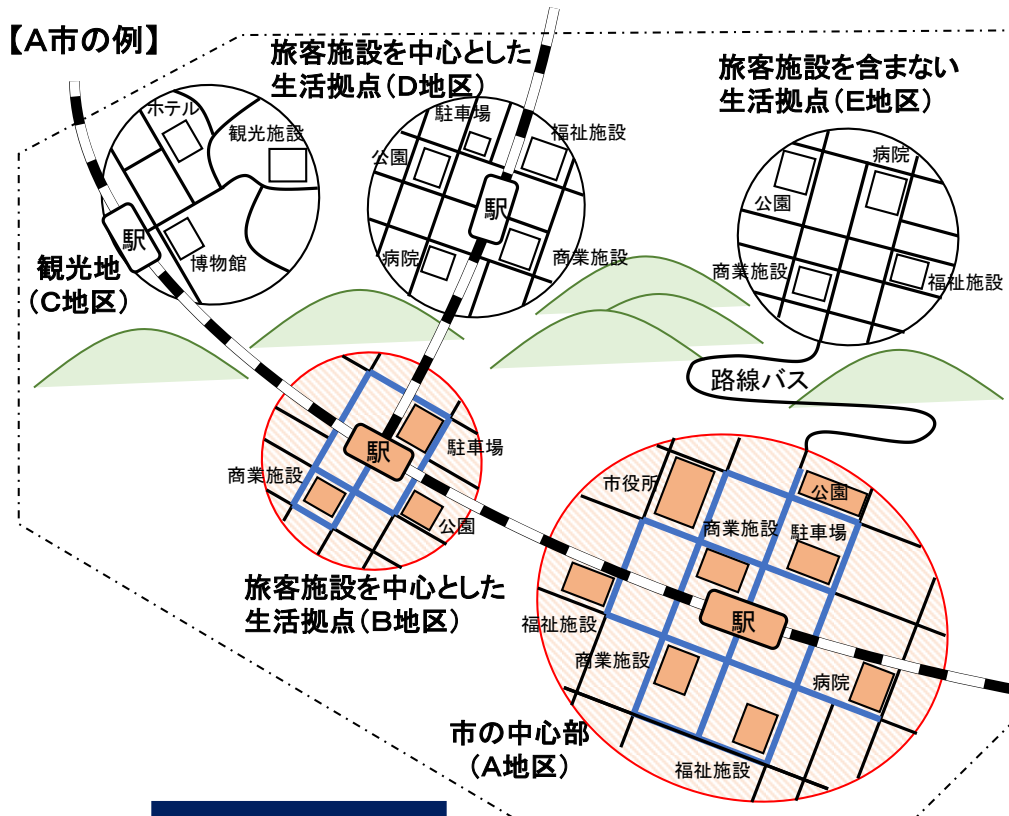
----- 市境

○ 重点整備地区

■ 生活関連施設

— 生活関連経路

### 【A市の例】

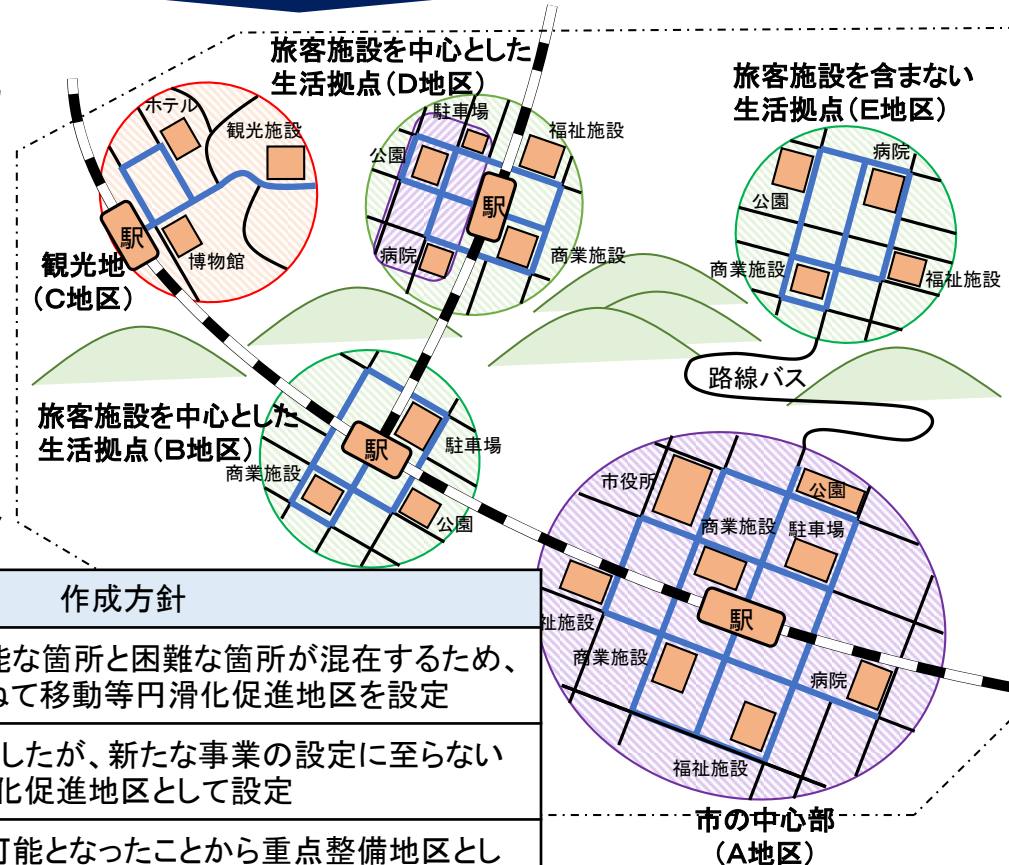


## 評価・見直し後

・基本構想未作成の地区を中心に、移動等円滑化促進地区を**指定**し、当該地区のバリアフリーの方針を設定。  
(併せて**市全体の方針を設定**することが望ましい)

・**具体事業の調整が可能な地区**においては、**重点整備地区**として基本構想作成

・基本構想作成済の地区においても見直しに際して**具体の事業が調整可能かどうか**に応じて移動等円滑化促進地区又は重点整備地区を設定



地区	作成方針
A	具体事業の設定可能な箇所と困難な箇所が混在するため、重点整備地区に重ねて移動等円滑化促進地区を設定
B	事業がいったん終了したが、新たな事業の設定に至らないことから移動等円滑化促進地区として設定
C	具体事業の設定が可能となったことから重点整備地区として設定
D	移動等円滑化促進地区の設定に加えて、具体事業の調整が可能な地区は重点整備地区として設定し、基本構想作成
E	具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進地区として設定

○ 移動等円滑化促進地区

○ 移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区